

福岡県医第1959号(保)

平成16年 2月 6日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎



「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について等
の一部改正について」の送付について

厚生労働省老健局より「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準について」等の一部改正について（通所介護等における衛生管理及び感染症等の
対策を適正に実施されたい旨の通知）が、下記のとおり各都道府県介護保険担当部
（局）長宛て、送付された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたのでご
連絡申し上げます。

つきましては、会員各位への情報提供をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
一部改正について（平成15年12月26日 厚生労働省老健局通知 写）

（新旧対照表）

- 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」
（平成11年9月17日 老企第25号厚生労働省老人保健福祉局企画課長注地）
- 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
（平成12年3月17日 老企第45号厚生労働省老人保健福祉局企画課長注地）

2. 関係通知等

（参考：厚生労働省等のホームページに各々掲載されていますので、ご利用下さい）

小郡三井医師会より

上記資料は当医師会事務局にございます。（131ページ）

必要な方は事務局で閲覧願います。

担当理事 蒲池 壽



(介 4 9)

平成 1 6 年 1 月 9 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

青 井 禮 子



「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について等
の一部改正について」の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は介護保険制度運営に
格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局から、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に
関する基準について」等の一部改正について（通所介護等における衛生管理及び感染症
等の対策を適正に実施されたい旨の通知）が、下記のとおり各都道府県介護保険担当部
（局）長宛て、送付されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等
の一部改正について （平 15.12.26 厚生労働省老健局通知 写）

〈新旧対照表〉

- 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」
（平 11. 9. 17 老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
（平 12. 3. 17 老企第 45 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

2. 関係通知等

（参考：厚生労働省通知等のホームページに各々掲載いたしておりますので、
下さい）



以上



老計発第 1226001 号
老振発第 1226001 号
平成15年12月26日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長



振興課長



「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
一部改正について

指定居宅サービス等における人員、設備及び運営については、その遵守すべき最低基準が「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）等をもって通知されているところであるが、今般、通所介護等における衛生管理及び感染症等の対策について、適正に実施されるよう「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

Ⅰ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正

1 第8の3の（7）の①中「必要に応じ」を「必要に応じて」に、「密接な」を「常に密接な」に改め、同（7）の②を同（7）の③とし、同（7）の①の次に次のように加える。

② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

2 第9の3の(4)の①中「必要に応じ」を「必要に応じて」に、「密接な」を「常に密接な」に改め、同(4)の③を同(4)の④とし、同(4)の②を同(4)の③とし、同(4)の①の次に次のように加える。

② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

3 第11の2の(11)中「第9の3の(3)の①及び③」を「第9の3の(4)の①、②及び④」に改める。

II 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の一部改正

第4の23の(1)中「必要に応じ」を「必要に応じて」に、「密接な」を「常に密接な」に改め、同23の(2)を同23の(3)とし、同23の(1)の次に次のように加える。

(2) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。